

八幡浜地区施設事務組合期末手当及び勤勉手当の支給等 に関する規則

〔 令和 5 年 3 月 2 4 日 〕
規 則 第 1 0 号

改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の給与に関する条例
(昭和 5 9 年条例第 1 1 号) 第 2 条において準用する八幡浜市職員の
給与に関する条例(平成 1 7 年八幡浜市条例第 4 6 号)の規定による
期末手当及び勤勉手当の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 期末手当及び勤勉手当の支給等については、八幡浜市期末手当
及び勤勉手当の支給に関する規則(平成 1 7 年八幡浜市規則第 3 6 号)
を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み
替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。